



内閣府

**公益信託法改正に関する公開シンポジウム
～公益信託の未来を展望する～
基調講演「新しい公益信託法」**

内閣府公益認定等委員会
事務局長 高角 健志

目次

Agenda

- 01 公益信託制度改革の概要 P3
- 02 新公益信託法の解説 P8
- 03 公益法人等との比較 P16
- 04 新しい公益信託のイメージ P19
- 05 今後のスケジュール等 P23

目次

Agenda

01

公益信託制度改革の概要

02

新公益信託法の解説

03

公益法人等との比較

04

新しい公益信託のイメージ

05

今後のスケジュール等

公益信託制度の変遷

年代

明治
(1868~1912)

大正
(1912~1926)

昭和
(1926~1989)

平成
(1989~2019)

令和
(2019~)

大正11年
(1922)

昭和52年
(1977)

平成18年
(2006)

平成31年
(2019)

令和4年
(2022)

令和6年
(2024)

約100年の時を経て初めての大改正へ

法制化

1号
案件

信託法
改正

要綱

有識者
会議

新法
制定

旧信託法制定
主務官庁の
許可制による
公益信託制度
の規定

「公益信託
今井記念海外
協力基金」他
1件の誕生

信託法の全面
見直し
⇒公益信託の
実質見直しは
なし

法制審議会
において
「公益信託
法の見直し
に関する要
綱案」答申

内閣府の
有識者会議
※において
公益信託に
ついても
議論

新公益信託
法成立
行政庁に
よる認可制
度へ

公益法人制度

明治31年
(1898)

平成18年
(2006)

令和4年
(2022)

令和6年
(2024)

法制化

- ①新規設立が困難
- ②「公益性」の判断基準が不明確
- ③公益とは言い難い法人が混在

公益三法
成立

有識者
会議

法改正

主務官庁の設立許可制

行政改革の一環で行政庁による認定制度へ

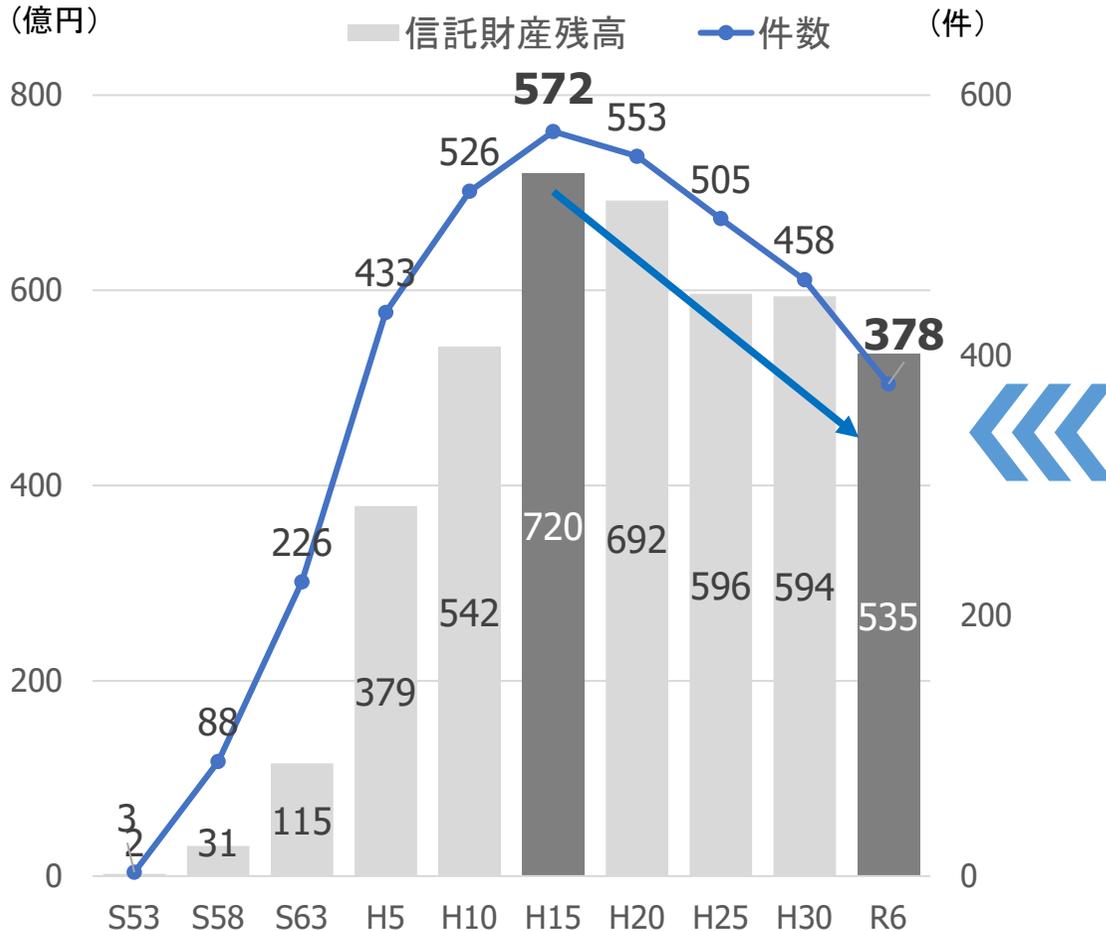
新しい資本主義

※新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

現状認識

- 昭和52年に誕生以降、奨学金支給や研究費助成等において、公益信託は、一定の貢献をしてきたものの、受託件数は、平成15年の572件をピークに減少傾向にあります。
- 活用が低調な背景には、主務官庁制による使い勝手の悪さや認知度の低さ等があります。

公益信託の受託件数、信託財産残高推移



公益信託の活用が低調な理由



1

主務官庁制の下で
許可・監督の基準が不統一

2

引受け許可申請手続きに
時間とコストがかかる

3

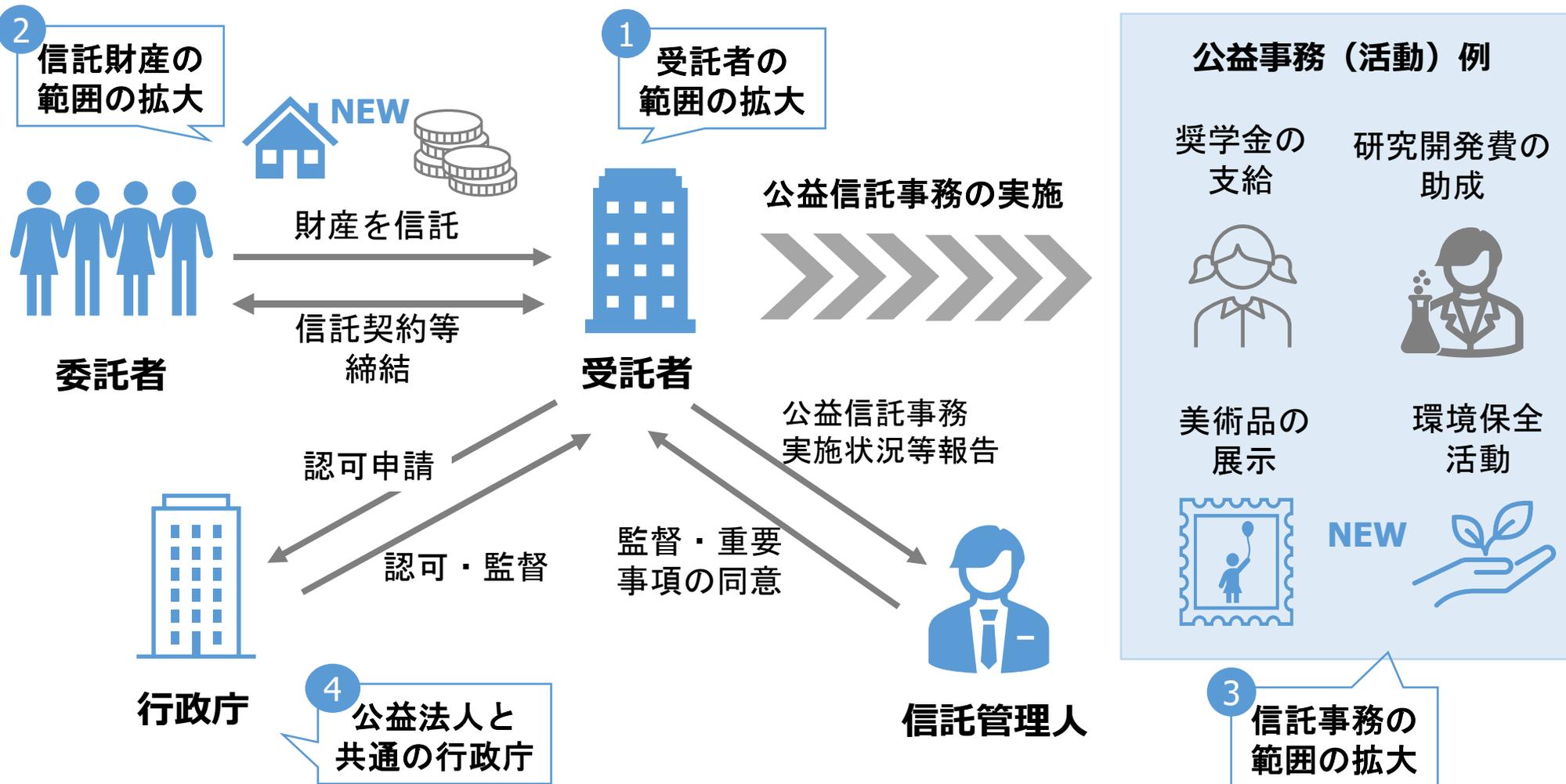
受託者、信託財産、信託事務、
報酬等に事実上制限あり

4

認知度が低い

公益信託の仕組み

- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 今般の改正により、受託者・信託財産・信託事務の範囲の拡大、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制度の創設等が行われました。



改正前後比較

- 改正前は、各省の申し合わせによる「引受け許可基準」や税法令によって、受託者や信託事務の内容等が制限されていました。
- 今般の改正により、このような制限を見直し、使いやすい制度となりました。

改正前



改正後



公益信託の制度内容

- 1 受託者は事実上
信託会社に限定
- 2 信託財産は事実上
金銭に限定
- 3 公益事務は助成がメイン

制度内容
の拡充



- 1 認可基準を満たせば、**信託会社
以外も受託者**になることが可能
- 2 **有価証券や不動産等**も
信託財産とすることが可能
- 3 助成以外にも**美術館・学生寮の
運営等**様々な公益活動が可能

制度枠組み

- 4 主務官庁の裁量による
許可・監督制度
- 5 税制優遇を受けるためには
別途手続きが必要

制度枠組
みの変更



- 4 統一の**行政庁**による
認可・監督制度
- 5 公益信託認可と税制優遇が**連動**

目次

Agenda

01

公益信託制度改革の概要

02

新公益信託法の解説

03

公益法人等との比較

04

新しい公益信託のイメージ

05

今後のスケジュール等

認可

監督

終了

主な認可基準 (第8条)

- 信託の目的
- 受託者・信託管理人の適正性
- 財務規律充足の見込み
- 報酬の適正性
- 残余財産の規律 等

認可後の遵守事項 (第16条～第21条)

- 財務規律の充足
- 公益信託報酬の支払基準
どおりの支払い
- 財産目録等の備置き、行政
庁への提出 等

公益信託の終了事由 (第23条)

- 信託目的の達成・不達成
- 信託行為の定め
- 公益信託認可の取消し 等

欠格事由 (第9条)

- 特定の法令違反による刑罰を受けた者
(受託者・信託管理人)
- 受託者・委託者の親族等特別の関係の
ある者 (信託管理人)
- 信託行為の法令・行政処分違反
- 暴力団員等が支配するもの 等

公益信託認可の取消し
事由 (第30条)

- 不正な手段による公益信託
認可
- 暴力団員等による支配
- 行政庁の命令に従わない
とき 等

信託の終了及び清算
(第25条～第27条)

- 終了・清算の届出
- 他の公益信託の受託者、公益
法人等への残余財産の帰属
- (信託目的の達成等により
終了した公益信託は類似の
信託目的に変更して公益信託を
継続することも可能 (第24条))

公益信託の変更には認可が必要
(第12条～第15条、第22条)

- 受託者・信託管理人の選任
- 類似の信託目的への変更
- 信託の併合又は分割 等
(届出) 軽微な変更、受託者・信託管理人
の辞任、解任 等

- 公益信託法は信託法の特別法として、公益信託法上に規定する特則、読替え、適用除外を行う事項を除いて、信託法の規定が適用されることとなります。
- 公益信託の受託者が行う公益活動を「公益事務」と定義し、法令上は公益信託の受託者が行う事務全般を指す「公益信託事務」との使い分けがされています。



公益信託とは
(第2条第1項第1号)

- ① **受益者の定めのない**信託であって、
- ② **公益事務**を行うことのみを目的とするもの



公益事務とは
(第2条第1項第2号)

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として**別表各号に掲げる事務**

別表（第2条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする**事務**
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする**事務**
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする**事務**
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする**事務**
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする**事務**
- ・ ・ ・
- 二十三

公益法人認定法の別表の「事業」と同様の「事務」を23項目列挙



公益法人における公益目的事業該当性と基本的に同じ枠組みで公益性について判断

- 公益信託認可の基準（全13基準）の適合性について、行政庁が審査を行います。

内容



ポイント



受託者要件
(第8条第2号)

公益信託事務を適正に処理するのに必要な「**経理的基礎**」及び「**技術的能力**」を有すること

法人か個人かにかかわらず、必要な能力があると認められれば、受託者になることが可能

信託管理人要件
(第8条第3号)

受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な「**監督**」をするのに必要な能力を有すること

法人か個人かにかかわらず、公益事務の内容等に応じて、必要な監督能力があるかが審査される

特別の利益供与の禁止
(第8条第5号)

委託者、受託者、信託管理人及びその関係者等に対し**特別の利益を与えない**こと

信託財産を用いて、関係者に特別の利益を与えることを禁止

帰属権利者
(第8条第13号)

類似の目的を有する公益信託、公益法人等又は国・地方公共団体を帰属権利者とすること

一度公益信託に拠出された財産は、公益のために必ず使われるよう担保（委託者等には戻らない）

新公益信託法の解説 - 主な公益信託認可の基準（財務規律） -

- 公益信託の信託財産は、公益目的に活用されるべきものであり、それが死蔵することなく、適正に活用されることを担保する観点から、公益法人認定法を参考に財務に関する規律を設けています。信託の特殊性を踏まえた具体的な要件は検討中です。
- ただし、信託財産が滞留することが見込まれない特定資産公益信託(※)については、財務規律の適用を受けないこととしています。

(※) 寄附で受け入れた金銭を切り崩して金銭の助成等を行う公益信託



中期的
収支均衡
(第8条第8号)

公益信託事務について、**収支の均衡**が図られると見込まれること

単年度の収支ではなく、**中期的期間において**その均衡が図られるようにすることが求められる。

公益事務割合
(第8条第9号)

公益事務割合が基準割合以上となると見込まれること

公益事務を実施することのみを目的としていることから、報酬等の**管理費が過大にならないため**の規定。

使途不特定財産の保有規制
(第8条第10号)

使途不特定財産が内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないと見込まれること

使途不特定財産額とは、公益信託事務のために**現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない**信託財産を指す。

新公益信託法の解説 - ガバナンスの確保 -

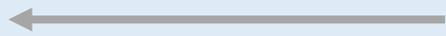
- 公益信託は、信託管理人を中心とした監督と行政庁や国民等の監督により、「公益性」を確保するためのガバナンスの体制を構築しています。

公益信託内部のガバナンス

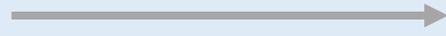
信託管理人



公益信託事務
実施状況等報告



監督・重要
事項の同意



委託者



公益信託の
内容の合意
(契約等)



受託者



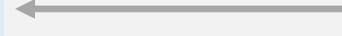
信託管理人を中心とした監督

行政庁等の監督によるガバナンス

財産目録等(定期
提出書類)提出



(必要に応じて)
立入検査等実施



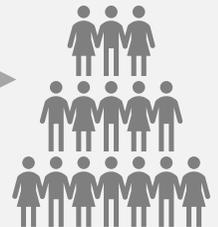
行政庁



定期提出書類
等の公表



国民



答申



諮問



公益認定等
委員会等

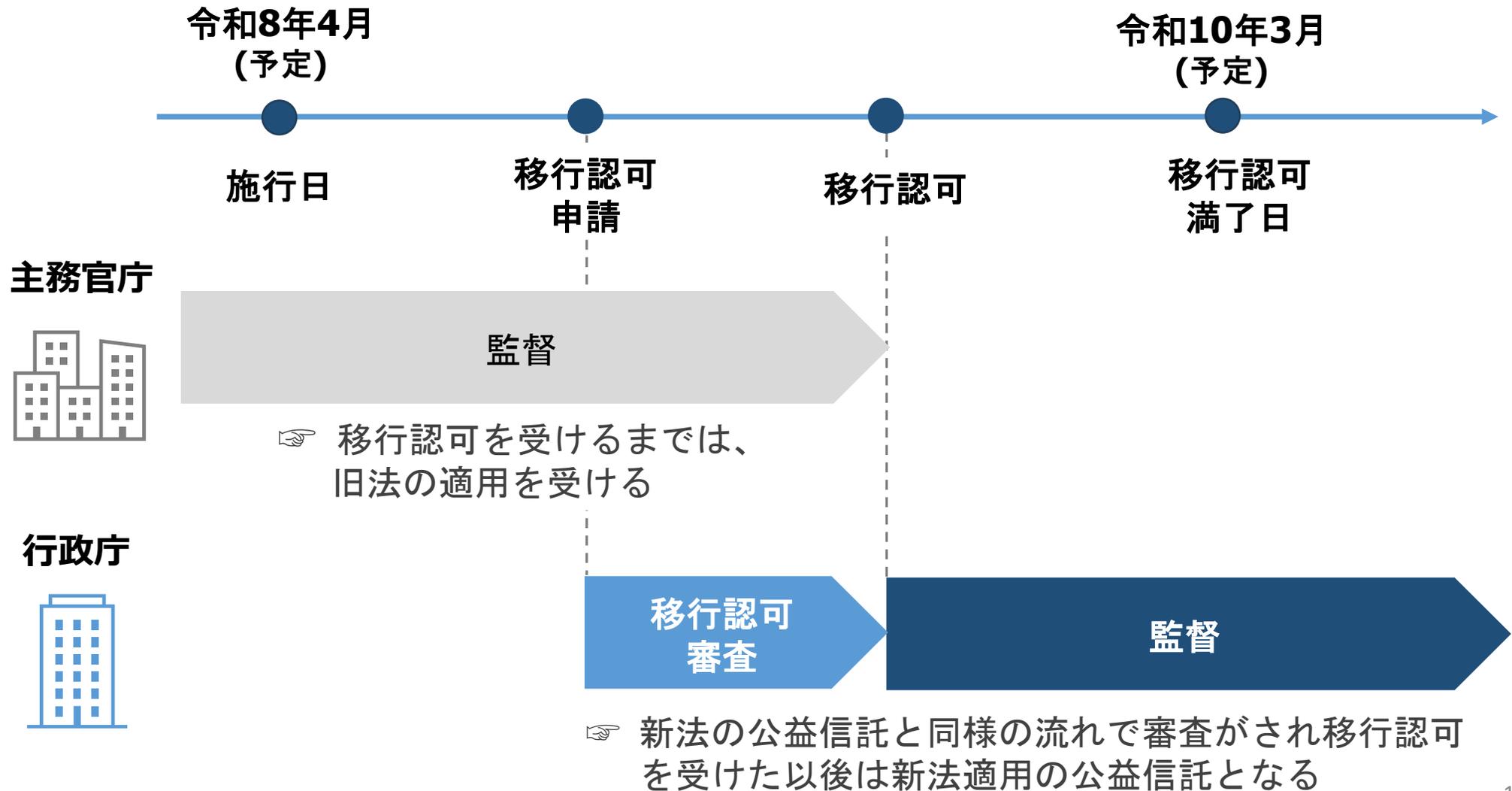


行政庁・国民等による監督

「公益性」を確保するためのガバナンス体制を構築

新公益信託法の解説 - 移行認可 -

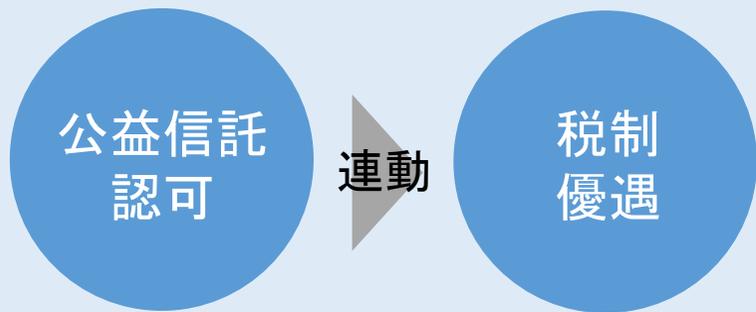
- 現行の公益信託は、新法の施行日から2年の間に「移行認可」を受けて、新法の公益信託になることができます。
- 移行期間中に移行認可を申請しない場合、当該公益信託は終了することとなります。



公益信託に係る主な税制

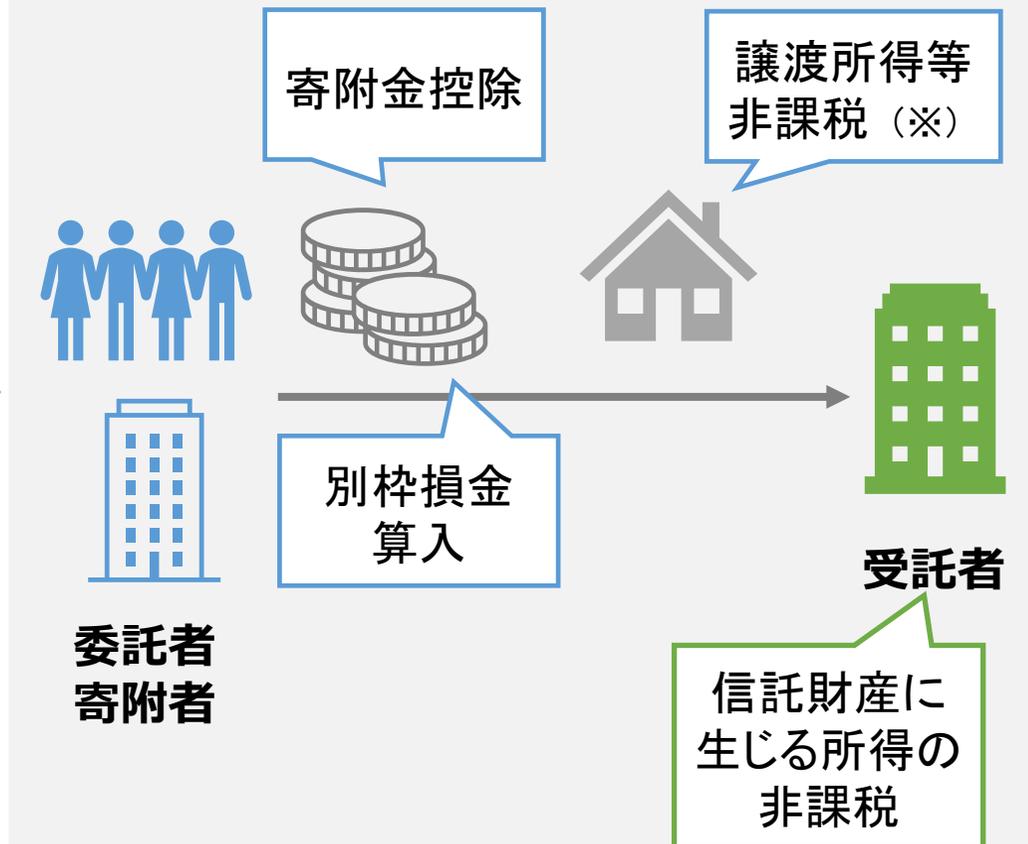
- 令和6年税制改正により、公益信託認可と税制優遇が連動し、認可を受けた全ての公益信託において、財産拠出者の寄附金控除、法人税の別枠損金算入等、基本的に公益法人並みの税制優遇を受けることとなりました。

公益信託認可と税制優遇の関係



旧制度の問題点である税制優遇を受けるための手続きの煩雑さが解消

主な優遇税制の内容



(※) 国税庁長官の承認が必要

目次

Agenda

01

公益信託制度改革の概要

02

新公益信託法の解説

03

公益法人等との比較

04

新しい公益信託のイメージ

05

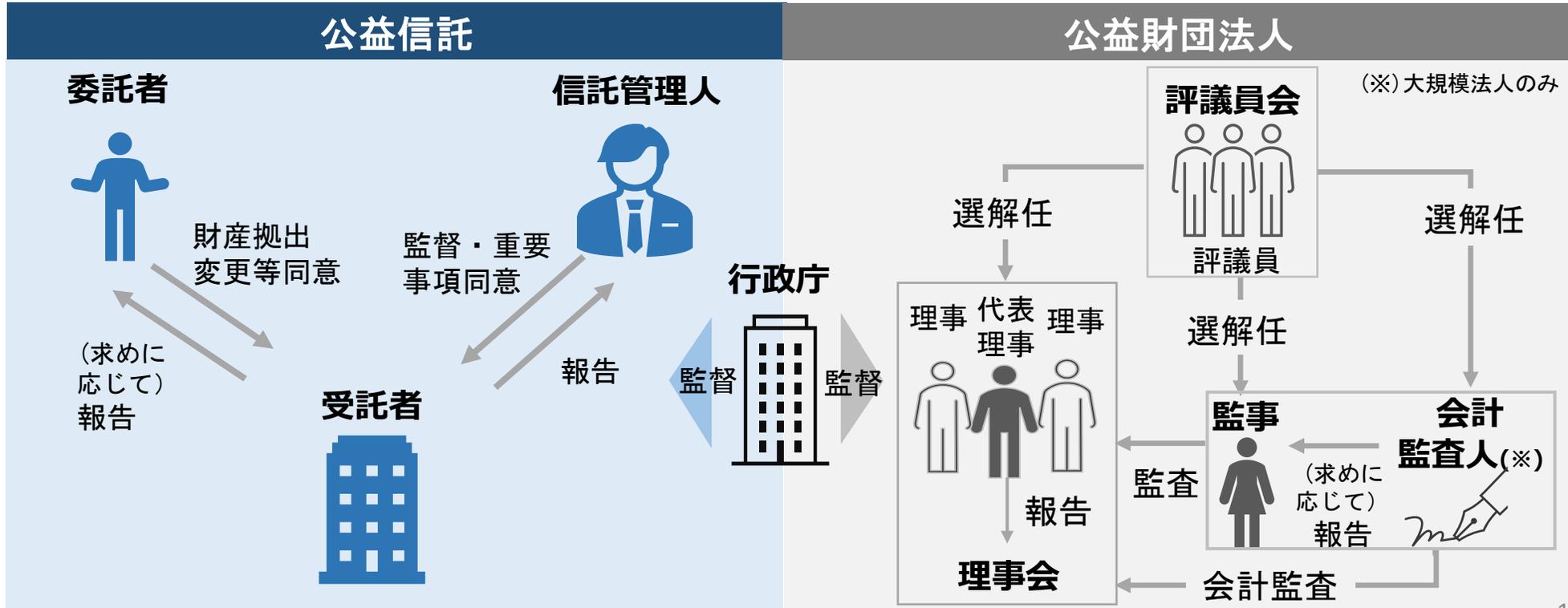
今後のスケジュール等

公益信託と公益財団法人の比較

主な相違点

- | | | |
|---|------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 公益事務のみが実施可能 | 公益目的事業の他、収益事業も可能 |
| 2 | 委託者・受託者・信託管理人が必要(*) | 理事・監事・評議員等が必要。また理事会等の機関や事務所の設置が必要 |
| 3 | 信託行為に基づき、受託者が公益信託事務を処理 | 定款に基づき、法人の経営判断により、事業を実施 |

(※) 公益性確保のため、別途運営のための委員会等を設けることも考えられます。



	公益信託の設定	公益法人の設立	直接寄附
拠出者の意向	委託者が信託目的等を設定し信託行為をするため、 委託者の想いが反映可能	定款の定めにより、設立者の意向に沿った事業内容とすることが可能	寄附した後の具体的な使われ方は 把握が困難 なこともある
手続	受託者が行政庁に対して認可申請をすることから、委託者にとっては 公益法人設立と比較し負担が少ない	定款認証を受け、一般法人を設立し、行政庁による認定を受ける必要がある	財産を拠出するのみで可能
規模	機関設置が不要 であることから、公益法人と比較し小規模な財産で設定が可能（最低限の運営費等は必要）	法人運営のため、機関設置・一定の財産が必要	少額からの寄附が可能（団体によっては、最低寄附額はあり）
財産	金銭的価値を算出できるものであれば、 不動産や権利等も信託財産とすることが可能	設立時の財産に特段の制限はない	金銭による寄附が一般的には多い
税制優遇	寄附金控除、別枠損金参入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金参入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金参入等優遇は寄附先による
破綻時の取扱い	受託者が破産しても信託財産は保護（倒産隔離機能）	—	—

(※)あくまで公益信託設定の特徴を示すための参考比較であることにご留意ください。直接寄附は、法人や団体、国等へ寄附を行うことを指していますが、全てのケースを網羅するものではなく、比較のための一例として記載しています。

目次

Agenda

01

公益信託制度改革の概要

02

新公益信託法の解説

03

公益法人等との比較

04

新しい公益信託のイメージ

05

今後のスケジュール等

地域密着型モデル

委託者

お世話になった
地域に貢献
したい



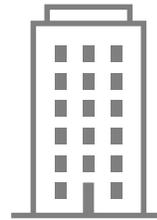
自ら公益
活動を行う
のは難しい



地域の子供たち
のための基金を
作りたい人

IPOで得た資産を
地元に戻元したい
企業（オーナー）

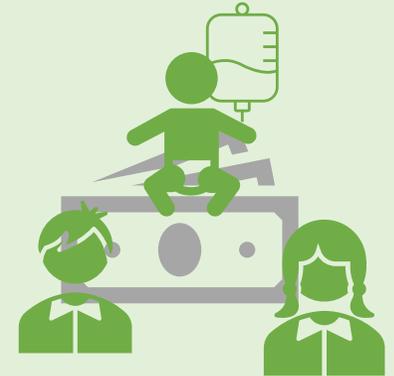
受託者



地域に密着した
社会貢献活動を
行いたい法人

助成

公益活動



地域の子供たち
への助成
(奨学金・難病の子供支援)

スキーム概要

- 余剰な資産を信託財産とし、地域の子供を支援するための公益信託（奨学金・難病の子供への助成）を設定
- 受託者は、受給者の募集、選考、助成金の交付等の公益事務を行う

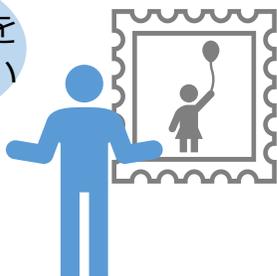
公益信託とするメリット

- 財産規模に応じて、地域や信託期間を設計可能
- 委託者自身に人や事務所等のリソースがなくても、**想いに沿った公益活動が可能**
- **主務官庁制の枠にとらわれない助成が可能**
(奨学金と難病支援の組み合わせ等)
- 寄附金控除等の税制優遇措置

美術品の展示・活用モデル

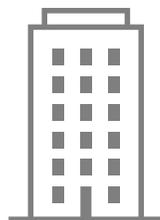
委託者

コレクションを
皆に見てほしい



所有する絵画を
芸術振興のため
役立てて欲しい人

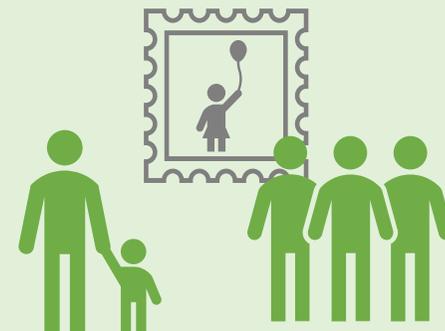
受託者



美術品等の保全・
展示等に関する
ノウハウを有する法人

展示

公益活動



展示スペースを活用
して一般のために公開

スキーム概要

- 美術品等の動産の保全、一般への公開等を目的として公益信託を設定
- 受託者は、既存の美術館等で公開するほか、信託財産の規模等によって、展示スペースを設けて公益活動

公益信託とするメリット

- 財団法人を設立することなく、信託財産の規模に応じた公益事務の実施
- 公益法人への現物寄附と同様の税制優遇措置
- 受託者が有する美術品の保全の**ノウハウ等**を活用することが可能
- 委託者が死亡した後も美術品等が**散逸することなく公益のために活用可能**

ひとり親家庭向け住居提供モデル

委託者

施設に入るので
自宅を使って
ほしい

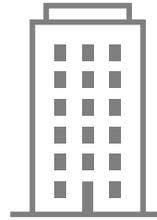


引越すので
今の家を使って
ほしい



自身が所有する家屋を
ひとり親家庭のために
使ってほしいと考える人々

受託者



ひとり親家庭に住居を
提供する公益活動を
行いたいと考える法人

安価で
賃貸

公益活動



ひとり親家庭への
住居の提供

■ スキーム概要

- 居住しなくなった家屋を信託財産とし、住居の確保に困っているひとり親家庭に賃貸することを目的として公益信託を設定
- 受託者は、入居者の募集、選考、家屋の維持・管理等の公益事務を行う

■ 公益信託とするメリット

- 委託者が亡くなった後も、委託者の意思を尊重し、**家屋が空き家にならず、使い続けることができる** ⇒ 地域の空き家対策にも貢献
- 受託者は、自らの資金で不動産を取得することなく、**ノウハウを活かして、希望する公益活動を行うことができる**

目次

Agenda

01

公益信託制度改革の概要

02

新公益信託法の解説

03

公益法人等との比較

04

新しい公益信託のイメージ

05

今後のスケジュール等

今後のスケジュール

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)			令和7年 (2025)		令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)
公益法人制度	6/2 12/22	3/5 5/14 5/22	10/30	12月下旬	4/1				3月
	有識者会議最終報告 税制改正大綱決定	改正法案国会提出 改正法案成立 改正法公布	改正政令・内閣府令公布	新ガイドライン策定 新会計基準策定	法人・都道府県への説明・周知、新制度への移行支援 改正認定法令施行		システム等順次整備 (一元的な情報提供プラットフォーム等)		経過措置（区分経理、ガバナンス新基準等への適合完了）
公益信託制度			政令・内閣府令等制定 公益信託ガイドライン策定 (公益法人の新ガイドライン等を踏まえた検討) 公益信託会計の在り方検討 (会計研究会での議論)				4月		3月
			令和7年夏頃までを目処に、施行に必要な下位法令等を順次策定			・信託事業者・都道府県への説明・周知、新制度への移行支援	新公益信託法令施行（予定）		経過措置（現行の公益信託の移行（期間満了までに申請））

政令・内閣府令・ガイドライン、会計の在り方等の検討状況については、
内閣府「公益法人Information」で随時、公表していきます。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 **i**nformation

公益法人とは

公益法人への寄附

公益法人になる

公益法人の皆様へ

公益認定等

公益法人とは

公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など

公益法人への寄附

公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など

公益法人になる

公益認定を受けるために参考となる情報など

公益法人の皆様へ

公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など

公益認定等委員会

公益認定等委員会の答申や活動状況など

法律・制度関連

公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど



<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

YouTubeチャンネルも開設しておりますので、是非ご視聴ください！！

MC (進行役)

椎名 桃子

公益法人・公益信託と
制度の改正を
わかりやすく解説!

解説

内閣府 大臣官房
公益法人行政担当室
室長

高角 健志



<https://www.youtube.com/watch?v=D1Keg52cVpo>